

# 会 議 録

(2—1)

会議の名称	令和 4 年度第 3 回春日部市情報公開・個人情報保護審議会 (書面開催)		
開 催 日 時	令和 5 年 3 月 3 日(金)～	開 会	-
	令和 5 年 3 月 1 3 日(月)	閉 会	-
開 催 場 所	書面開催		
議長(会長)氏名	志村 信太郎		
出席者	委員氏名	(出席人数：6 人)	
		志村 信太郎、鹿江 陽介、田中 美和、大島 由美、 関根 豊、成瀬 敏之	
	説明者 その他		
事務局			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分	<p>諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第 1 号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う死者に関する情報の取扱いについて</li> <li>・ 諮問第 2 号 春日部市保有個人情報の安全管理措置に関する指針について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告第 2 号 個人情報の保護に関する法律施行条例及び個人情報の保護に関する法律等施行細則の整備について (市政情報課)</li> </ul>		
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：		
配 布 資 料	<p>【資料 1】 死者に関する情報の取扱いについて</p> <p>【資料 2】 市が保有する個人情報の適切な管理のための措置について</p> <p>【資料 3】 春日部市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する指針 (案)</p>		

	<p>【資料４】行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針</p> <p>【答申案１】個人情報の保護に関する法律の改正に伴う死者に関する情報の取扱いについて</p> <p>【答申案２】春日部市保有個人情報の安全管理措置に関する指針について</p> <p>【資料５】個人情報の保護に関する法律施行条例（施行日：令和５年４月１日）</p> <p>【資料６】個人情報の保護に関する法律施行条例について</p> <p>【資料７】個人情報の保護に関する法律等施行細則（施行日：令和５年４月１日）</p>
会議録の作製方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名の指定	<p>会長が署名する。</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
委 員	<p>諮問事項に対する書面意見</p> <p>■諮問第1号 個人情報保護に関する法律の改正に伴う死者に関する情報の取扱いについて</p> <p>市の対応方針に賛成です。 よって答申案も良とします。</p> <p>その他、特に意見なし。《承認》</p>
委 員	<p>■諮問第2号 春日部市保有個人情報の安全管理措置に関する指針について</p> <p>第3教育研修3項の「教育研修を<u>定期的①</u>に実施する」と、第6情報システムにおける安全の確保等2アクセス記録(1)の「<u>一定の期間②</u>保存し」及び同3アクセス状況の監視の「<u>一定量③</u>以上の情報」</p> <p>上記①②③について、具体的な期間や量を定める必要はないですか？</p> <p>例えば、教育研修は1年ないし2年に1回とか、記録の保管期間を5年とするなど。あるいは、他で既に定められているのでしょうか。</p> <p>(資料4)の行政機関向け事務対応ガイドにも具体的な期間に関する記載はないので、特に定める必要がないとの判断であれば、原案で良いと思います。</p>
事 務 局	<p>① 教育研修の定期的実施につきましては、個人情報の保護に関する法律に関する基礎知識を習得し、個人情報の適正な取り扱いや各職場における具体的な対応を学習するための研修を全職員を対象として毎年度実施しております。今後も引き続き、研修の機会を確保し、個人情報の保護に対する職員の意識をより一層向上させるよう、実施してまいります。</p> <p>②アクセス記録の保存期間及び③アクセス情報量の記載につきましては、この指針に基づき、各手順等で具体的な期間や量を定める予定となっております。各手順書等につきましては、今後作成を進めてまいります。</p>

<p>委員</p>	<p>法令に基づき策定された指針で、内容も問題ないと思われます。 答申案もこれで良いと思います。</p> <p>その他、特に意見なし。《承認》</p> <p>報告事項に対する書面意見  <b>■報告第2号</b>  個人情報の保護に関する法律施行条例及び個人情報の保護に関する法律等施行細則の整備について（市政情報課）</p>
<p>委員</p>	<p>特に意見はございません。従来同様厳正な運用をお願いします。</p> <p>その他、特に意見なし。</p>
<p>議事の顛末・概要を記載し、その他相違なきことを証するためここに署名する。  令和5年3月13日  署名者の職・氏名 会長 志村 信太郎</p>	